

1. 昭和20年代

戦後の中小企業は、豊富な労働力の供給と著しく乏しい資本を基調とした生業的低賃金の家族労働力を中心とした多数の小零細事業により形成され、中小企業金融は、戦前からの問屋金融、親企業を主軸とする企業間信用、昭年24年7月施行の「中小企業等協同組合法」に依拠する信用協同組合(信用組合)、無尽会社、地方銀行等の民間金融部門および政府系中小企業専門金融機関である商工組合中央金庫(商工中金)、国民金融金庫(国金・昭和24年6月設置)ならびに政府、日銀による中小企業金融対策により支えられていた。また昭和25年12月には中小企業金融のための信用補完制度の基盤としての「中小企業保険法」が施行され、特別会計が設置された。これは昭和28年に設立された信用保証協会の信用保証の再保険、財政資金の投入を行う中小企業信用保険公庫(昭和33年設立)へと発展的に解消。

昭和20年代の後半には、現在の中小企業金融制度の原形が完成された民間の中小企業専門金融機関として、信用組合に加え、それから独立してより金融機関性を付与された信用金庫(昭和26年6月根拠法制定、これらは協同組織金融機関)、無尽会社を改組して相互銀行(昭和26年6月根拠法制定)が発足し、政府系中小企業専門金融機関として、商工中金、国金に加えて、中小企業金融公庫(中公、昭和28年8月、中小企業向け長期資金の貸付のための金融機関)が創設され、前述の如く、中小企業信用補完制度が昭和33年にかけて設立された。

この場合、中小企業は、低賃金、低生産性の生業的前近代的な小零細企業から主として構成され、経済政策の対象よりは社会政策の対象。民間中小企業専門金融機関は経営面で近代化、合理化での遅れを伴う高コスト・高貸出金利の後進性をもち、普通銀行との貸出分野では棲み分けがあった。

この間、中小企業は、証券市場での良質の長期安定資金の調達ができない面で、資金調達に関して財務的な難点を有したが、政府系中小企業専門金融機関は、一定の制約をもつにしても、この点で大きな役割を果たした。

2. 昭和30年代から現在にいたるわが国経済構造、産業構造の変革の過程のなかで、中小企業の存立基盤は大きく変革してきた。

- (i) 低賃金・高金利の労働集約的な軽工業中心の中小企業の生産構造から高賃金・低金利の資本・技術・情報集約的な中小企業の生産構造への変革。
- (ii) 二つの高度成長を可能にした輸出主導型の下請関連中小企業中心の中小企業の高い出生率と低死亡率の消滅。安定成長およびバブル崩壊後の低成長経済の持続ならびに人口構造の急速な変化(少子化・高齢化)過程での中小企業の出生率の低下と死亡率の上昇の出現。
- (iii) 貿易・資本の自由化、円高相場の持続、ソフト経済化・サービス経済化、成熟経済化・ストック経済化等の経済・産業構造の大きな変革に伴う中小企業問題の変質「二

重。構造是正型」の中小企業基本法成立(昭和38年)から「独立した中小企業の多様で活力ある成長発展指向型」の同法改正(平成11年)により代表される変質。

(iv) 高成長・高リスク型の創業期又は新事業転換期の小零細企業の資金調達面のハイ・レバレッジと高い信用リスク。この面での金融の証券化の導入の必要性。

3. このような中小企業の存立基盤の大幅かつ急激な変革に対して中小企業金融制度の改革はどのようなになっているか。

(1) 民間中小企業専門金融機関は、(i)金融の効率化・自由化行政下で実施された一連の中小企業金融制度改革の流れの中で、主として経営の効率化、そのための合併・転換が指向され、中小企業金融専門から地域金融指向への転換。相互銀行の普銀転換と中小企業金融専門は協同組織金融機関(信金・信組)へ集約。(ii)新しい改革としての早期是正措置と金融機能早期健全化緊急措置法の適用はリスク・テイク機能向上に有効か。

(2) 政府系中小企業専門金融機関の場合、利子補給のクッションをもつ点、政策金融の効果が期待されるが、行政改革の問題を残す。